## 第17回 建築構造基準委員会 議事要旨

日時:令和3年7月5日(月)15:00~17:00 WEBシステムによる会議形式

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法に係る建築構造基準について <審議>
  - ・漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物が容易に倒壊、 崩壊等するおそれのない具体の構造方法について、今後お示しいただけるのか。
  - ⇒試設計等により、今後お示しできると考えている。
  - ・洪水等による流体力(抗力)を算出するに当たり、浸水深×流速の二乗の最大値をどのように算出するのか。
  - ⇒ご指摘のような設計時に必要となるデータを提供いただけるよう、水管理・国土保全局と 調整しているところ。
  - ・避難との関係はどうなっているのか。必ず避難すると決めている場合は、建築物に関する 基準を守らなくても良いのか。
  - ⇒建築物は将来的に誰が使うか分からないので、避難に対する意識にかかわらず、守ってい ただく必要がある。
  - ・基準への適合は建築確認手続きの中で確認するのか。
  - ⇒建築確認とは別に、都市河川法に基づく都道府県知事等の許可制度において確認すること となる。

今後、国交省、国総研・建研において、基準化に向けた準備などの手続きを進めていくことが 了承された。

- (2) 構造関係規定のあり方に関する検討について <審議>
  - ・構造計算ルートの合理化というが、単に緩和しているように見える。真面目に計算すれば 現行制度でもできるのに、計算できない人のために緩和するのは如何なものか。
  - ⇒基準を緩和しているわけではなく手続を簡素化するもの。真面目な設計者がその能力を活 かせるような基準の仕組みは維持したいと考えている。
  - ・鉄骨造建築物における幅厚比の大きな部材の取扱いについて、ルート1-2やルート2よりも規模が大きい建築物が対象となるルート1-3の方が制限が緩くなるようだが、問題ないのか、よく検討いただきたい。
  - ・ルート1-3では偏心率、剛性率を考慮しないと整理されているが、一番不利な状況を全部組み合わせた場合であっても脆弱な建築物とならないようにしてもらいたい。
  - ・一定の規模かつ一定の基準を満たす超高層建築物について大臣認定を不要とするとのこと だが、具体の建築物の基準は、これまで大臣認定手続きの中で指摘されてきたことを整理

した上で検討すべき。

- ・木造建築物でルート1を活用できる範囲を拡大すると、今よりも階高の高い建築物を建築 することが可能となるが、大丈夫なのか。
- ⇒実際は壁量計算による壁倍率の有効範囲によって制約を受けることとなる。解説本などで 周知していきたい。
- ・省エネ性が高い小規模建築物等の必要壁量の値が大きすぎる印象。これまで供給されてきた ZEH 等の設計との連続性は大丈夫か。
- ⇒必要壁量の値はこれまでに供給されていた ZEH 等の実際の壁量や固定荷重、積載荷重をもとに整理したものだが、ZEH 等の設計者とも意見交換を重ね、値を固めていきたい。また、これまで供給されてきた ZEH 等との連続性についても整理していきたい。
- (3) その他 <報告> (説明のみで特に質疑等はなし)
- 3 閉会

以上